

**鳥取県告示第716号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人 仁厚会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根43	居宅介護支援センター・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123 - 1	平成20年10月1日